(6)　商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に一〇分の六以上一〇分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条、第二七条の四及び第二七条の五関係）

(7)　住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(6)又は(7)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に一〇〇分の一一〇以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条の二、第二七条の四の二及び第二七条の五関係）

(二)　平成二五年度分又は平成二六年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第一七条の二、第一九条の二及び第二二条関係）

(三)　(一)による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額、調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準額及び当該年度分の固定資産税の税額を減額する場合のその減額する額を記載しなければならないこととすることとした。（附則第二七条の五関係）

(四)　住宅用地又は市街化区域農地に係る平成二四年度分及び平成二五年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、次の措置を講ずることとした。（改正法附則第九条関係）

(1)　住宅用地に係る当該年度分の税額が、宅地等調整税額を超える場合には、当該宅地等調整税額とし、当該宅地等調整税額については、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地の当該年度の価格に一〇分の九を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

(2)　(1)にかかわらず、住宅用地のうち負担水準が〇・九以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。

(3)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、市街化区域農地調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とし、当該市街化区域農地調整税額については、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に一〇分の九を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

(4)　(3)にかかわらず、三大都市圏の特定市の市街化区域農地のうち負担水準が〇・九以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。

(五)　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(六)　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換するものに限る。）のうち同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(七)　関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産とすることとした。（第三四九条の三関係）

(八)　特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）（改正前三分の二）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(九)　国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の一八分の一（改正前一五分の一）とした上、その適用期限を平成二六年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(一〇)　特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二〇年一二月一日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第四一条関係）

(一一)　原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除措置等について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第五五条の二関係）

(1)　課税免除措置について、その対象資産を住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域内の土地及び家屋とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成二三年度及び平成二四年度のみ）とすることとした。

(2)　減額措置について、その減額対象期間を課税免除措置の対象外となってから原則三年度分（改正前単年度分）とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成二四年度のみ）とすることとした。

(三)　警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とすることとした。（附則第五六条関係）